

## 第6回グリーンイノベーションWG 議事概要

1. 日時：平成22年11月11日（木）12:59～14:57

2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司、石川和男、伊東千秋、大上二三雄、岡素之（分科会長代理）、小川芳樹、佐藤泉、白倉政司（農林・地域活性化WG）、角南篤、福島秀男、松村敏弘

（政府）園田大臣政務官

（事務局）松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、野村企画官

4. 議事概要：

○小田審議官 若干時間前なのですが、皆様おそろいでございますので、これから「第6回グリーンイノベーションワーキンググループ」を開催したいと思います。

本日は、ワーキンググループの委員でおられます伊藤敏憲委員、澤委員、杉山委員が御欠席でございます。一方、農林・地域活性化ワーキンググループから白倉委員に今日御出席いただいております。白倉委員からは、こちらのワーキンググループで取り扱っていただく案件の御提案をいただいておりますので、そちらの御審議に参加していただきたいということでおいでいただいております。

それから、岡分科会長代理も御出席の御予定ですが、30分ほど遅れられます。

あと、大変恐縮ですが、園田政務官主査、国会の関係がありまして、御到着が30分ぐらい遅れる。また、3時に国会に戻らないといけないということで、2時45分ぐらいには退出するというところでございます。出入りが激しいワーキンググループになりますが、よろしく願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。本日は、これまで3つの個別検討会での御議論をいただいております。そこでの御議論とか、また委員の皆様からいただいた御提案の内容について御審議いただいて、できましたら、このワーキンググループが検討していくべき項目を御決定いただきたいということでございます。

まず、議題2の「検討項目について」からでございますが、検討の視点に基づきまして、再生可能エネルギー、スマートコミュニティ、3Rの3つの個別検討会を行いました。各分野のとりまとめの委員から、検討結果と委員の皆様からの御提案について、それぞれ10分程度御説明いただいて、それに引き続いて25分程度御議論いただきたいと考えております。

お手元の資料1に「検討項目候補一覧」がございます。こちらをごらんいただければと思います。

また、委員の皆様からいただきました御提案の詳細につきましては、お手元の資料2「委員提案シート」の一覧がございます。それ以下に個票が付いてございますので、適宜ごら

んいただければと思います。

それから、委員からいただいた御提案の中には、このワーキンググループ以外に、分科会の大室委員、新浪委員、また先ほども申し上げましたが、農林・地域活性化ワーキンググループの白倉委員、また穂積委員からも御提案をいただいております。

資料の取り扱いですが、資料1はこの会議終了後、公開を予定しております。ただ、資料2の方は、委員限りということで、また追って公開させていただく予定でございます。

それでは、まず再生可能エネルギーの分野から始めたいと思いますが、とりまとめの澤委員、今日、御欠席でございますので、安念主査から御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○安念主査 では、澤委員にかわりまして御報告申し上げます。

再生可能エネルギー分野で検討いたしましたのは、資料1のナンバー1から32まででございます。このうち幾つかに「公益性の議論」という注記が付いている項目がございます。

これはどういうことかと申しますと、例えば1をごらんいただきますと、森林法に基づく開発許可制度の問題でございますが、一般電気事業者の場合には、開発許可が発電施設を設置する際に不要である。これはなぜかということ、公益性があるからだということになっているのでございますが、恐らくそこで言う公益性は、察するに一般電気事業者はユニバーサルサービスをしなければいけない。かつ、極めて死活の問題であるライフラインを設営・運営しているという意味での公益性があるということから、許可不要という制度になっているのだろうと推測されるわけでございます。

そこで、では、それ以外はみんな公益性がないのかということ、そうでは多分ないだろうから、今般、再生可能エネルギーというのは、一般電気事業者でなくても再生可能エネルギーだという点で公益性があるのではなかろうかという考え方に立ちまして、公益性の定義をもう一度見直していただけないものか。再生可能エネルギーそれ自体に公益性があるのだという観点から見直していただけないかというのが、この公益性の議論の中の幾つかでございます。

ただし、それがすべてではございませんで、例えば29をごらんいただけますでしょうか。これは農地転用の手続でございますが、電気事業者とガス事業者で扱いが違っているというので、そろえてくれということでございます。これは、電気事業者に公益性があるなら、ガス事業者もあると考えていいのではないかという方面からでございますので、必ずしも再生可能エネルギーというエネルギーの形態に着目した公益性の再定義ということではございません。

このように幾つかの類型がございますけれども、公益性というものを再定義する、再検討するという考え方が底にあって、そこで規制・制度改革をしていただけないかという項目が幾つもあるということでございます。これが相当程度、共通しているお話です。

それで、検討したけれども、今回は見送った方がよろしいのではないかというのが幾つ

かございました。それについて申し上げます。

まず第1に、13は風力発電、地熱発電等の設置プロセスの改善でございますが、ゾーニングそのものについては第1クールで閣議決定した事項でございますので、今回は検討対象外でよろしいのではないかと。

それから、15番目の風力発電の環境アセスでございますが、これはこれからの話でございますので、今ここで扱うのはやや時期尚早ではないかというお話。

それから、16は風力発電と再生可能エネルギーの系統の利用ということでございますが、これは電気事業制度全体の中で位置付けなければならない問題でございますので、まずはそちらにやっていただくのがよろしいのではないかとということでございます。

それから、28の緑化のための植栽規定の見直しでございますが、これはこれでよろしいのですけれども、地域活性化ワーキングで扱っていただいた方がよりよろしいのではなからうか。

それから、32でございます。これはなかなか遠大な話でございますが、燃費規制であるものをCO<sub>2</sub>規制というか、CO<sub>2</sub>相当量規制。例えばフロンなどを出してしまう可能性があります。そうするとCO<sub>2</sub>の1,000倍とか、物によっては1万倍という話があります。そういうCO<sub>2</sub>換算での排出量の規制に、今の燃費規制を変えたらどうかという話でございます。これは、今、ここで半年かそこらで扱うには余りにも遠大ではなからうか。そこまで我々の志が高くないということを言っているのではないのですけれども、ちょっと遠大過ぎるのではないかと。

これは今後の課題としてはいかがかということで、これらの幾つかの項目案、重要でないということでは全然ございませんが、当面、今回は扱わない方がよろしいのではないかと提案をさせていただきたいと思っております。

それから、委員からいただいた提案につきましては、前回のワーキングではまだ資料が出ていなかったもので、御指摘だけを申し上げます。

まず、11、白倉委員からいただきましたものです。畦畔の法面。田んぼのあぜ道のことです。これをなぜか農水省系用語で畦畔と申します。あぜ道と言えいいと私は思うのですけれども、なぜか田んぼは圃場、あぜ道は畦畔と漢字を書かないといけないという流儀になっております。法面とは斜面のことでございますが、その利用について、太陽光パネルでございますけれども、それについて特例的な扱いをしてくれという話でございます。

20番も白倉委員からいただいたものでございますが、要するに農業用水路の小発電をする場合の水利権の扱いについての御提案でございます。

それから、25は澤委員の御提案でございます。地下水の利用ですが、地下水そのものをくみ上げるといろいろ問題がございますが、地下水に含まれている熱を絞って、その絞った後の水はそのまま地下にお返しするというのであれば、地下水が減るということはありませんので、許可等の手続について、もうちょっと緩和してよろしいのではないかと御提案でございます。

それから、27の伊東委員からの御提案もいただいております。これはなかなか難しい問題でございますけれども、温室効果ガス排出量に関する報告というのは、いろいろな法令にまたがって、いろいろな行き先があるものですから大変である。できるだけ統一フォーマットでやらせてもらいたいという御提案でございます。

それから、28、これも伊東委員の御提案でございます。先ほど申しましたように、これについては当ワーキンググループではなくて、地域活性化でお願いしたらよろしいのではないかとございまして。

29は、ガス事業者に関連するものでございまして、農転手続の簡略化。

それから、30は法令の根拠は違いますが、やはりガス事業法に関して、農用地区域内での開発行為の円滑化ということで、これもある種、電気事業者と同じような並びにしてくれということでございまして。この同じような趣旨の提案は既に事務局の方からもございましたので、松村先生からいただいた御提案をその上に乗せたという形で、ここで御提案させていただいたものでございまして。

再生可能の分野につきましては、以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、この再生可能エネルギー分野で御議論いただきたいと思いますが、まず白倉委員、今日御出席いただいておりますので、御提案の件も含めて御発言、最初に区切りをしていただけますでしょうか。

○白倉委員 皆さん、毎日、大変御苦労さまでございます。私は、基本的には農林・地域活性化のワーキンググループのメンバーでありますけれども、グリーンイノベーションワーキンググループの方にもこのような機会をつくっていただいて、大変ありがたく思います。

諸先輩の前で私が解説するのも何ですけれども、環境問題は人類最大の課題になっているような気がします。私なりに、人類は産業革命以来、エネルギーを化石燃料に頼り過ぎたと思います。だから、有限の問題と環境破壊の問題、二刀流で考えてみても、クリーンエネルギーの問題を考えなければならないなと思っていました。そういう意味で、国事業でNEDOの委託を受けて、私ども北杜市では、太陽光発電パネルを平成18年から5年間やっていますが、その実証研究は極めて順調だと。いよいよ市場、市民の中でという時代背景をひしひしと感じているところであります。

そういう意味からすれば、新エネルギー導入の促進に向けた規制の見直しをしなければ、太陽光パネルというのは意外に面積も必要だと思いますので、そんな思いで述べてみたいと思います。限りある国土と大地をどう利活用するかということでありますけれども、今お話のとおり、農地の有効活用。ちょっと解説させていただくと、こういう圃場に対して、こういう法面があるわけです。今お話のあぜ道みたいところが。この法面が、急峻なところだと結構たくさんあることは間違いないわけでありまして。

しかし、現状では、圃場だけでなく、この法面も当然農地なわけですから、農地転用

の必要があるわけです。だから、農業用に供するのであるならばいいではないかというのが現状なのです。しかし、意外に手続に時間やら調査費用等々もかかる中であって、法面も圃場も農地ですよ。だから、法面も農地のままでいいから太陽光パネルを並べてくれる方がいいではないか。はっきり言って、これは土手の草を刈るだけですから、農家・農民にしてみれば、労力の大変な削減にもなります。

したがいまして、イメージとしてはわかっただけだと思いますけれども、法面にパネルを並べることによって、農家の労力の負担も減る。そして、いささかなりとも農家の収入になる。そして、何ととっても、今、農村・農家が疲弊している中であって、地域にロマンが生まれるような気がします。文字どおり日本を元気にする改正になるのではないかと期待しています。

農地の有効利用の面、そして新エネルギーを更につくっていく面、是非法面部分に太陽光パネルの設置に利用できることが可能となる法改正をよろしくお願いしたいということでもあります。

以上です。

○小田審議官 もう一つもよろしゅうございますか。小水力の方。

○白倉委員 続いて、小水力の方も話ししてみたいと思います。ありがとうございます。

話は大体似ているわけですがけれども、小水力発電は、私が申すまでもなく投資効果が非常に高く、クリーンエネルギーにとっては大変おもしろいと思っています。適地は余らないと思いますけれども、北杜市としては、農業用水路を活用して、1つの発電で専門的用語になって恐縮ですがけれども、年間 220～230 万キロワットアワーぐらいの発電所を設けて結構頑張っています。

そして、こういうことを言っているかどうかわかりませんが、丸紅の子会社がこれはおもしろいからということで、農業用水路を活用して、諸条件をクリアーして、新たにミニ水力発電をつくろうとしています。しかし、農業用水路に水力発電所を設置する場合は、当然といえば当然ですがけれども、現状では河川法に基づいて許可が必要になるわけです。現行の慣行水利権から許可水利権の更新が必要になってくるわけですがけれども、この手続には、大変専門的な知識、資料も取り寄せなければならぬということで、くどいようですがけれども、同じく時間と経費もかかるということもたしかであります。

笑いながら言うてはいけませんけれども、農業用水路は農水省の補助金でつくるわけですから、使用目的変更ということになると、役所間の縦割りで、それに対してクレームが付くこともたしかで、私どもが今やっている先発の農業用水路を利用したミニ水力については、結構あやまったりウインクしながら認めてもらいました。ミニ水力発電をつくっても、理論的には一滴も減るわけではない、一滴も汚れるわけではないわけですから、許可取水量以内での発電施設であるならば、水利組合の同意とか下流の理解が得られれば、届け出による許可制でいいではないかと思っているわけでもあります。

くどいようでありますけれども、農地がいろいろ荒廃して、水利組合の管理運営からい

っても、これから大変になる時代を迎えていますので、その水利を利用して、いささかなりとも太陽光エネルギーに貢献できること、水使用量をいただけること、これらは水利組合にとっても、中山間地域にとっても大変ロマンを感じることでありますので、今お話ししたような件についても、法面を利用した太陽光発電とあわせて、新エネルギーのために地域が積極的にでき得るように御理解いただきたいと思います。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、よろしければお願いいたします。小川委員。

○小川委員 質問になりますけれども、1つは、澤委員の御提案の御意見の中には、ナンバー**24**に含めると書いてありますけれども、そういった意味では、**24**、**25**で独立したものとして扱うのか、**24**の中に含めた形を考えるのか、そこがどういう対応をとるのかというのがはっきりわからなかったのですけれども、どういうふうにする予定ですか。

○安念主査 だれからお答えすればいいのか。私から。いいですか。

○小田審議官 どうぞ。

○安念主査 御指摘のとおりだと思います。**24**がやや上位概念みたいな感じで、**25**はもっと具体化された御提案だと思いますので、これは省庁との交渉というか、意見を聴取する段階では一本にまとめた方がよろしいかと存じます。

○小川委員 そういう意味では、先ほど白倉委員から御提案があった小水力についても、**19**番の小水力に包含できない部分があれば、それも加えた文章にして1つに整理した方が、本当はいいのではないかという気がするのですけれども、その辺はどういうふうにするのでしょうかということ。

そういう意味だと、委員提案で出されているものは、検討部会でかかったところとかかかっていないところとあって、検討部会でいろいろな考え方が出て、それを踏まえて対象外にするという話も出ていたり、あるいは修文をして、少しこういうことに配慮した文章にして出そうというところも、ある意味で議論がちゃんと尽くされた状態が出ているのですけれども、委員提案の部分だけは、必ずしもそのステップが入っていない状態が出ているのではないかと思います。その辺、濃淡に少し違いが出てくるわけですが、どういうふうに取り扱うのかという辺りはちょっと気になるのですけれども。

○安念主査 なるほど。委員提案自体は、ごく最近にお出しいただいたものですので、その点のすり合わせがほかの提案ほど十分になされていないというのは、御指摘のとおりだと思います。そういたしますと、**19**と**20**につきましても、一本化できる部分は一本化した方がわかりやすいに決まっておりますから、それをもう一回検討会を開いてどうするかとか、御提案者にどのようにお考えいただくかということも含めまして、ちょっと検討させていただきませんか。

○小川委員 わかりました。

○安念主査 ありがとうございます。そのとおりですね。

○小田審議官 松村委員。

○松村委員 委員提案については、グループでのディスカッションが尽くされていないというのは事実だと思いますが、だからこそ今この場で、もし問題があれば、そこを中心に議論すればいいと思います。この後の2つも同じです。もしすごく気になる場所があれば、具体的に指摘していただいて、それでここで議論し合意した後に委員提案を従来のものに付加するのでいいと思います。

○安念主査 勿論そうです。

○松村委員 ちゃんと議論に取り上げられているのは間違いないので、修正あるいは取りあげないとなったとしても、必ずしも委員の承諾を完全にとれなくても、この場の議論で決めてもいいと思います。

○小田審議官 では、事前の検討会で処理して御議論いただいたものは、委員提案以外は先ほど安念主査からお話があったように、今回は中2階に置くものと検討対象にするものを分けていただく。新たに委員からいただいた御提案が、今日、この時間で大変恐縮ですが、1件1件どういうふうにしましょうかと順番でやらせていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○小田審議官 それでは、順番から申し上げますと、11番の白倉委員から先ほど御提案があった法面での太陽光パネルの件ですが、これについては。

○松村委員 もっともな提案で問題ないと考えます。

○小田審議官 わかりました。要するに、独立した項目として取り上げさせていただくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○小田審議官 はい。

次が、先ほどお話が出ましたけれども、20番、白倉委員から御提案のあった農業用水路の小水力発電は、19番の小水力発電とあわせて扱っていただくということによろしゅうございますね。

(「異議なし」と声あり)

○小田審議官 わかりました。

次が、25番の澤委員のは、先ほどの24番と統合ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○小田審議官 はい。

あと、伊東委員からいただいた27番について、御意見をいただきたいと思います。

○伊東委員 ちょっと補足させていただきますと、多分皆さん御存じのように、温室効果ガス排出に関しては、国際的にメジャメント、レポート、測定方法及び報告方法について統一しようということで、日本とアメリカとヨーロッパが議論を多分していると思いますけれども、皆さん非常に困っているのは、報告のやり方が、例えばここに書いてあります

ように、法律ごと、あるいは自治体ごとに違っている。

具体的に申し上げますと、各自治体は事業者ごとに報告を求めているのに、東京都は事業所ごとに報告しているとか、幾通りもの資料をつくらなければいけないということがそれぞれに課されているのは、考え方を統一した方がいいのではないかと。いずれ国際的に統一されることになるので、それではまずできる日本の中で統一した方がいいのではないかとという意味でございます。

○小田審議官 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 私も、これに賛成です。温対法や廃棄物処理法に基づく届け出を一元化してほしいなどの要望があります。国に対する報告の内容が事業所ごとだったり、事業者ごとだったり、都道府県単位だったりして、情報を受領した方もおそらく有効に活用できないし、提出者としても非常に重複しているということで、これは両方にとってデメリットです。国として情報センターみたいなものをつくってもらって、1か所に出せば、あとは各自治体等が情報を共有できるようにするということがよいと思います。

○小田審議官 ほか、御意見ございますか。司会進行役で大変恐縮なのですが、具体的にどういう情報がそれぞれの法のもとで求められていて、それをどこに出さないといけないのかとか、単位がどうなっているのか、具体的に見させていただいた上で、こういうところは重複しているではないかとか、ここはそろえてもいいのではないかとという具体策を検討してみないと、まずどこの省に出していいかというところから、まずありまして、ちょっと整理させていただくということで、下ごしらえさせていただくことよろしゅうございますか。

○伊東委員 ちなみに、どのぐらい出したかという量の問題もあるのですが、補足資料があるのです。これはA4、20ページぐらいです。その内容が、各自治体、法律ごとによって全部違うのです。これの作文というのは言い方が悪いですが、レポートイングする、文章をつくるだけでも大変なのです。これも含めて、結構な負荷になっていると思います。

○小田審議官 そういう添付資料とかもどの程度求められるのかといったところも、情報を整理させていただいて、それからということにさせていただきます。

続きまして、28番の伊東委員の御提案ですが、これは地域活性化ワーキンググループの方でということ。まだ事前検討会の方で御検討いただいている話ですね。

○安念主査 していません。

○小田審議官 ただ、地域のワーキンググループで類似の案件があるので、あわせてそちらで扱わせていただければという趣旨だと思っております。そちらのワーキンググループの検討ということにらせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 ありがとうございます。

続きまして、29番の松村委員の御提案で御意見をお願いいたします。松村委員から。

○松村委員 29、30。

○小田審議官 あわせて結構です。

○松村委員 2つは基本的に同じ性格のものです。天然ガスの導管を引くのに対する障壁を列挙しただけです。既に出ているものと本質的な考え方は変わりありません。

○小田審議官 角南委員、どうぞ。

○角南委員 ガス事業で認められない理由についての確認が必要ということですが、確認はこれから。

○事務局 済みません、事務局ですが、意見照会はこれからということで、まさに今後意見照会をかけていくときにまず出してみ、返ってきたものについて、今後検討するという事です。

○小田審議官 どうぞ。

○小川委員 29番と30番、再生可能エネのその他のところに入っていますけれども、後ろの方の省エネ・低炭素化というところにも、比較的そういうインフラにある程度関わったような要素があるのですけれども、これはどっちで整理するのが妥当と考えて再生可能エネルギーに入れたのか、その辺、少しわかりますでしょうか。

○事務局 済みません、農地、農転の関係がありまして、同じような観点で議論いただいた方がいいだろうということで、事務方が勝手にさせていただいています。

○安念主査 ほかにも農地系がたくさん。農地と森林系がほかの項目でも固まっているものですから、完璧にきれいに分けることができなかつたので、そこは広い心で見たい。

○小川委員 特に意見があるわけではなくて、その考え方がわかれば。

○小田審議官 それでは、松村委員からいただいた29と30は、それぞれ独立して今後検討を進めていくということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 わかりました。それでは、ここまでが再生可能エネルギーで、事前検討会での御検討。それから、その後いただきました委員からの御提案について、今後検討対象としていくというものの御確認をいただけたと思っております。ありがとうございました。

続きまして、スマートコミュニティの分野、これは今、見ていただいています資料1の33番から54番まででございますが、とりまとめをお願いしております松村委員から御報告をお願いいたします。

○松村委員 4分野、エコカー・エコハウス、需要家選択肢拡大、電力融通の円滑化、エネルギー供給の低炭素化の14項目検討しまして、1件だけ対象から落としました。落としたものは後で説明します。

そのほかのものについては、方針が若干変わったものがあります。行政にまず対応を求めるとするのか、事業者にもまず対応してもらって、事業者では対応できないことが明らかになってから行政が関与するとした方がいいのかに関してです。民間企業の自主的な対応

で何とかなる可能性のあるものについては、強権的な規制を要求しなくてもいいのではないかという考えで、料金メニューの多様化とか低圧託送に関する限定的な料金の設定は、まず一般電気事業者に対応していただくことを前提に文章を少し変えています。

行政の方は、それが一般電気事業者の選択約款で対応可能であることを確認していただく必要がありますが、まずそちらでしていただき、もしできないということであれば、そのできないことを前提として、どのような対策をとるのかというのは、次の段階で考えた方がいいのではないかと判断しました。その結果、書き方が、まず先に規制ありではなくて、対応を監視するというスタンスに変えた部分が、料金のところと低圧託送のところです。

落としたものに関しては、高圧託送供給の料金に関してです。1件だけ落としたので、これが重要でないにとられるとちょっとまずいのですが、そのような意図ではありません。託送料金の合理化は大きな課題として依然として重要な問題で、私たちはずっと注意を払っていかなければいけないと思います。しかし高圧から高圧に出て、特高に一度も出ないものだから特高のコストを入れるべきではないという発想に関して、まず、今日御欠席の伊藤委員から、特高を使っていないという事実認識が正しいのかどうかに対して疑問が出ました。更に、託送料金の基本的な考え方に反していないかという疑念があります。現在では、例えば九州から大阪まで電気を運んだときと、広島から大阪まで電気を運んだときに託送料金は同じになっています。これはもともと違っていたものを、ルールを変えてあえて同じにしたものです。使ったところだけ料金という格好にするならば、その2つは違って当然ということにもなりかねない。

でも、これはちゃんとした理由があって、そこを同じにしたのです。遠いから参入しにくいという状況を回避するために、改革としてこうしたのであり、こういう基本的な発想とコンシステントかどうか疑問だということでも落しました。しかし託送料金については合理化が必要で、今後も十分監視していくべきです。

特に低圧託送が入ってきたときには、隣の家へ電気を送るぐらいのことで高額な料金を取られることになったら、スマートコミュニティは絶対に成立しませんから、長期的には託送料金の監視は非常に大事だということはわかるのですが、今回の提案に限っては既に説明した理由で落とさせていただきました。

新規提案のものについても、私の方から説明した方がいいでしょうか。

○小田審議官 では、先ほどのようにさせていただきますでしょうか。委員からの御提案については、では、松村先生は今ので終わりです。

○松村委員 はい。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、今、松村委員から事前検討会での検討の結果の御報告がございましたけれども、まずこの点について何か御意見、御質問等があれば、それを進めさせていただいて、その後委員提案について、先ほどと同様に1件1件御意見を伺っていくことにしたいと思います。

いますが、まず事前検討会の結論についてお願いいたします。特によろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 それでは、事前検討会後にいただいた委員からの御提案について、個別で御検討をお願いしたいと思います。

まず、34番の新浪委員からの御提案についてお願いいたします。小川委員、どうぞ。

○小川委員 この34番は、上の33番とおおむね同じ内容のものになるのではないかと思います。ですので、特に違ったところがなければ合体させていいのではないかという気がするのですが。

○松村委員 私が説明すべきでした。全くそのとおりです。34番は33番と本質的に同じなので、統合して扱えばよいと思います。

○小田審議官 では、34番については、33番とあわせてということよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 ありがとうございます。

次、35番の松村委員からの御提案でございます。お願いいたします。

○松村委員 具体的な事例で言いますと、先ほど水力で丸紅がという話がありましたが、東京都の環境条例に対応するために、大丸有の地域で再生可能エネルギーを入れるときに、ゼロエミッションにするために十分な量の再生可能エネルギーを確保し、なおかつその再生可能エネルギーの発電量に合わせて需要をコントロールすることを行うことを計画しているようです。

これは、仮にそこで使い切れないものが出てきて外に出たとしても、日本全体の低炭素化に資することについては本質的に変わらないはずなのに、コストという観点から見ると、その地域の需要を再生可能エネルギーの発電状況に合わせてという無理な、非効率的なことを強いられることがあります。ある種の部分供給、電気のベースの80%はグリーンで外から買ってくるけれども、あとの部分は一般電気事業者から買うということが可能であれば、こんな無理なことをしなくて、もっと自然な制度でやれたと思います。

1需要地、1供給場所というルール of 弊害が、ほかのところの例では、自動車の充電器の例で出てきていたのですが、これ以外にも再生可能エネルギーの導入という観点から弊害があり得ることをきちんと指摘しておくのが重要なことだと思い、提案いたしました。

○小田審議官 ありがとうございます。松村委員からの御提案について、ほかの委員の方から御意見ございますでしょうか。小川委員、どうぞ。

○小川委員 この提案をされること自体は、私、いいと思いますけれども、上の自動車の充電器のところを検討部会で議論したときに、1の需要場所、複数の需給契約、1の需要場所、需給契約というので、1の需要場所、1の需給契約というのが多分ゼネラルな原則にある程度なっているわけです。だから、ゼネラルな原則を大きく崩す構造の議論をして

いるのか、ある特定の部分に関して、例外的に少し取り扱うという形でのことを考えているのか、それによって大分違う構造になるだろうという議論があつて。

そういった意味では、この充電器の方については、ある程度特別な部分を取り扱う形で対応可能な部分は、できるだけそういうところに対応していくということで、その文章に変化を加えて、選択約款で対応できる部分については、そこでというのが大分盛り込まれた形になっています。

ですから、松村先生が実際に出された 49 ページの意見の最後のところを見たときには、駐車場の充電の例と並べて、このタイプの要望も加えていいのではないかという位置付けで考えられているとすれば、この部分を少し特例的に扱った方がいいという位置付けで考えているのではないかと思います。もしそうであれば、少しその辺を考慮した表現方法ができるのであれば。ただ、それを具体的にどういうふうにするのと言われると、私はすぐぱっと答えられないのですけれども、そういう工夫はできないかなという気がしました。

○小田審議官 ありがとうございます。松村委員。

○松村委員 私の提案書の書き方の明らかなミスだったと思います。先ほど、別の文脈で限定的にこういうものを入れるようにやってくれということを言ったのに、インコンシステントな提案をしてしまいました。最後の一文、「認める制度への改定が効果的である」という文章だと、一般論として全面的に解禁せよと言っているように見えるので、この文章は明らかに落とすべきでした。付けるべきではありませんでした。修正させてください。

○小川委員 わかりました。

○小田審議官 済みません、私、専門的なことがわからないのですけれども、最後が切れると、ややしり切れトンボになっていて。

○松村委員 例えば、購入することを可能とするよう対応を促すべきである。

○小田審議官 上の 33、34 は、まさに電気自動車への充電器という、ある特定がされていると思いますが、今の御議論は、一般的にルールを変えろということではなくて、一般ルールはあるけれども、ここは特例だということで 35 番を扱いましょうという御議論だったと思いますが、この 35 の特例の対象、限定されるものは何になるのですか。

○松村委員 ゼロエミッションの電源。

○小田審議官 わかりました。佐藤委員。

○佐藤委員 35 番は私もよくわかっていないのですけれども、要するに事業場所で複数の需給契約が欲しい場合があるということですね。

○松村委員 そうです。

○佐藤委員 その場合というのは、ゼロエミッションを達成する場合ではなくて、グリーン電力を購入する場合なのではないですか。

○松村委員 グリーン電力の定義になりますか。ゼロエミッションだと原子力が入るからまずいということですか。

○佐藤委員 いえ、そうではなくて、ゼロエミッションを達成しようとする場合だけ特例

を認めるのではなくて、グリーン電力を購入している人は、それで足りない場合もあるので、補充してほしいということですよ。

○松村委員 はい。私は、風力とかバイオとか、そういうグリーン電力のつもりでゼロエミッションと言ってしまったのですが。

○佐藤委員 でも、ゼロエミッションは結果ですね。どのような結果になるかにかかわらず、複数需要契約を認めてもよいと思うのですが。

○松村委員 そうです。勿論グリーン電力と言っていたとしてもというか、そちらの方がわかりやすければかえても私は同義だと思うのですが。

○佐藤委員 グリーン電力を購入する場合にはと、逆に限定していいのかということですね。どういう場合に複数需給契約が必要なのかということがよくわからないのですけれども、自家発電をやっている場合は、既に複数需給契約が認められているのですよね。そうでもない。

○松村委員 自家発電で補給の契約は受けられるので、とまったときにバックアップを受けることは可能です。

○佐藤委員 では、一定の場合、複数需給契約を認めるぐらいの規制緩和が必要ではないでしょうか。

○松村委員 勿論、もうそんなごちゃごちゃ言わないで、1 需要場所、1 契約という原則を全面的に見直せという方向に行くのもあり得ると思いますが。

○佐藤委員 あまり極端な緩和はやり過ぎだということでしょうか。

○松村委員 それは、ほかにいろいろな弊害が出てくる可能性があります。弊害が出てくるのは、基本的に料金体系が悪いからだと思うのですが、そうすると、料金体系を全面的に見直した上でやらないと大きな弊害が出てくる可能性がある。だから、一般論として、どのような場合にも認めてもいいとやるのは、かなり難しいのではないかとということで、限定的に。こんなささやかなことぐらいは、認められるような柔軟な制度にできないのかという提案となっています。

○佐藤委員 この提案の段階では、一定の場合にはとか、そのぐらいでいいのではないですか。

○大上委員 グリーン特例というような感じでやったらいいということですか。

○松村委員 はい。ただ、これはどういう格好で特例を限定するのかというのは、そこで考えればいいと思います。

○佐藤委員 これからの交渉ですね。

○大上委員 わかりました。

それで、そのときに、済みません、追加質問ですが、電力会社の選択約款による対応というのもあり得るのではないかと思います。

○松村委員 はい。部分供給に関しては、完全に禁止されているという形では、必ずしもないと私も理解してしまっていて、そういう原則で一応やっていて、お断りしてもよいという

ことになっていると思うので、もし電気事業者の自主的な対応で可能なのであれば。

○大上委員 そうすべきであると。

○松村委員 はい。そうすれば、電力会社の方でも、大きな問題が起こるようなものはすべて排除して、限定的に認めることは可能ですから。

○大上委員 わかりました。では、そういうことで言うと、**33**、**34**、**35** というのは、場合によっては3つ一緒にということもあり得るということですか。

○松村委員 3つまとめてうまく書ければ、それでもいいのかもしれませんが。

○小田審議官 今の御議論は、1 需要場所、1 需給契約という原則は原則として、その例外規定を設けたいと。その例外として充電器の話が1つありますと。

もう一つが、松村委員から御提案のあった、どっちに力点を置くかはちょっと整理させていただきたいのですが、グリーン電力を購入しているという行為なのか、それとも自らがゼロエミッションというものを達成することなのか、どちらに力点があるかの整理が、済みません、素人であれなのですけれども、そういう場合は例外にするという並べ方ということでしょうか。

では、ここはもう少し整理を、松村先生とか小川先生とか。

○小川委員 1点だけ。3つを一緒にするかということに関しては、3つを一緒にしてしまうと逆にゼネラルな状態になってしまうと思うので、やはり充電器の場合と **35** を1つずつ特定して、それで提案するという形の方が私はいいのではないかと思います。

○安念主査 私もそう思います。内容的な重複というのは、実はほかの項目にも結構ありまして、完全な統一はどっちみちできませんので、むしろ交渉はどっちみちしなければいけませんから、相互の重複は多少あっても、整理しやすい方でいった方がいいと思います。

項目は、一応このままということにさせていただいて、**35** についてはグリーン電力の方に力点を置いた書きっぷりにするか、ゼロエミッションの方にするか、最後のフレーズのところをどうするか、語尾をどうまとめるか、そういうのは事務局、関係の先生方を交えて御相談させていただくというまとめでいかがでございましょう。

○小田審議官 よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、次の7ページ、**37** 番の松村委員の御提案をお願いいたします。

○松村委員 これもわかりにくい書き方で申しわけないですが、実はこの後に出てくる低圧託送のところと本質的には同じ話だと私は思っています。低圧託送を使って、事実上、太陽光発電の電気を持ってくるということをするれば、この **37** で書いたようなみなし余剰買い取りと同じ効果が得られます。低圧託送という格好で対応するのが非常に難しいなら、これでも同じ効果が得られるはずなので、こちらの対応でも可能ではないかという発想でした。どちらかで対応できないか、というようなつもりの提案です。

みなし自家消費は、一戸建てだと自分の家の屋根に乗せて、それで余剰分は買い取って

消費するのが可能なのですが、マンションだと設置できる場所が非常に限られてしまって、なかなかできません。そうすると、マンションの住民でも、私たちは太陽光発電に貢献したいと一戸建ての住民と同じように思っている。あるいは、私たちが電気代でサーチャージの分を負担するのだから、私たちにも機会をくださいという言い方かもしれません。

そういうときに、自分の家の屋根ではないにしても、マンションの近くに太陽光パネルを置いて、そこから売電する、自分たちも使う。そうすると、直接発電したものの一部を使い、売却しているわけではないけれども、2つの場所に分かれているのだけれども、実質的な機能としては、それは屋根の上に付いているのか、ちょっと離れたところに置いているのかだけの違いのはずなので、発電と消費をカウントして、発電が超過した部分については買い取ってもらい、自家消費の範囲の部分は自分のところで発電したものを使ったとみなしてもらおうというやり方です。したがってこの後出てくる低圧託送という限定的なものなら、同じ効果が得られると思います。

そうすると、2つ並べ、どちらもだめと言われれば、どんなにやる気がないかということが明らかになると思います。どっちなかで対応してもらえないだろうかというつもりです。議論の筋としては、低圧託送の方はスマートコミュニティに入っていて、若干違う筋のように見えるかもしれませんが、効果としては同じもので、別の対応の仕方もあるのだから、ちゃんと考えてほしいというつもりで出してみました。

○大上委員 質問、よろしいですか。

○小田審議官 大上委員。

○大上委員 これは、マンションの住人が土地を買って、なおかつ設置をするという行為と、自宅の上に太陽光パネルを設置する行為の間には厳然とした差があると思うのが1つと。

それから、自宅であれば、自宅の制約の中で余剰分を買い取ってもらうわけですがけれども、マンションの住民が共同でどれくらいの広さのものを買うのかというのは、かなり裁量が働く。要するに、大きくやればたくさん買い取ってもらえるわけですね。

○松村委員 おのずから制約はあると思います。

○大上委員 そういう制約は、ある程度考えるということですか。

○松村委員 マンション全体の発電量というものに比べて、異常に大きな量を仮に設置したとすれば、販売率が9割とかになってしまって、それは幾ら何でもおかしいのではないということだと思います。おのずから容量の制約は出てくると思います。マンションの実際の消費量に見合った量というパネルまでしか認めないという形にするのは、問題ないと思いますが、どんな膨大な量も無条件で認めよ、という要求ではありません。

○大上委員 ある程度、ここに合理性があればいいのではないかという。

○松村委員 はい。具体的にいえば、消費量のどこまでという形できっちり切っても。

○大上委員 距離とかでもいいのですか。例えば東京のマンションが北海道の原野。

○小川委員 専用線を引いて。

○大上委員 南九州の原野とか。

○松村委員 今のお話を聞いて、これも私の書き方が悪かったと思いますが、遠隔地などという言葉を入れたのがいけなかったのだと思います。これも必然的に、制約がかかってしかるべきだと思います。最も極端な範囲なら、同じ変電所の範囲内でないためであるとか。それが唯一の合理的なやり方と決めつけたわけではないのですが、そういう合理的な制約が入ることについては、おかしなことではないと思います。

○佐藤委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○小田審議官 佐藤委員。

○佐藤委員 資源エネルギー庁の自然エネルギー買取制度小委員会では、屋根貸しによる発電、つまり、自分の屋根ではなくて、隣の家屋根を借りて発電するという買い取り制度の対象にするかが議論の対象となっています。

また、家庭用太陽光発電については、私は余剰買い取りと全量買い取りを選べる制度がいいのではないかと考えています。いずれにしろ、買取制度の中でどういう形態のものを買い取るか。それで、その場合にどうするかということは、現在検討されています。

○松村委員 逆にいえば、そういう格好で整理して、ちゃんと回答しましたと返していただいてもいいと思います。

○佐藤委員 今、制度をつくっているものについてね。

○松村委員 それにも対応できるように、基本的に屋根貸しの延長なのだから、そのように整理しましたと返ってくるのが一つの対応だと思います。

○佐藤委員 分かりました。

○小田審議官 石川委員。

○石川委員 石川でございます。こんにちは。

これはマンションだけですか。団地ではだめなのですか。要するに何を言いたいかというと、一戸建ての人は太陽光パネルを設置して売電できます。マンションの人は、なかなかしにくい。だから、集団でパネルを設置して売る。それができればいいと思いますけれども、であれば、さっき大上委員がおっしゃいましたけれども、私もその意見に非常に近いのですけれども、例えば団地で 10 戸ぐらいが共同してほかのところに設置しましたというのはどうなるのか。

つまり、もし要求するのであれば、もうちょっと広目に要求してもいいのではないかと。マンションである必要がないのではないかとということです。例えばここに団地があったとすると、この人たちが共同でどこかに設置して売るといっているのであれば、それはもはやマンションかどうかというよりは共同事業。あとはどういうふうに配当するかは別として、やるということだと思います。太陽光を促進するのであれば、そのぐらい許容性のある制度にしておくというのが1つと。

それと逆の話をしますが、実ニーズがあるといいと思いますけれども、実際にこれをやりたいという人がいるかどうかというのがあります。というのは、これは規制強化のとき

は、何か問題が起こって規制強化しますね。飲酒運転事故が起きたから規制強化するというのと規制緩和は逆でして、これでもうけたいという人がいて初めて、説得力のある制度要求になると思います。当局を説得するとき。それで、実ニーズがあれば、それにこしたことがないのですが、あるかということです。もし先生が把握していらっしゃるのであれば、それはそれでよろしいことだと思いますし、それは質問です。

○松村委員 私は実ニーズがあると思うのですが、今の制度だと 48 円で買い取ってくれるという状況なので、強いインセンティブがあり、なおかつ制度設計の最初の段階でもマンションの住民は不利ではないかということをごんざん言われたということなので、一定の需要はある。ただ、もたもたしていると、48 円があつという間に下がってしまいますからなくなってしまいかもしれません。

○石川委員 わかりました。そうすると、マンションという言葉だと多分揚げ足をとられてしまうような気がしますね。だから、例えば共同事業であるとか。さすがに九州と北海道が一緒というわけにはいきませんが、そこは見識の範囲内で一定エリアみたいなことをやれば、政策目的はそういうことですよ。1 軒だとどうしてもコストパフォーマンスは悪いですから、共同事業にすればゼロエミッションエネルギーを使うという点においては、政策的には効果は高いだろうという蓋然性は高いと思います。

○安念主査 では、「マンション」のかわりに「集合住宅・団地等」ということにしておいて。

○石川委員 そう。だから、なるべく広くとっておいた方が、後で制度をつくるときにもそれの方が楽なのです。そういう話です。

○松村委員 マンションはあくまで例示で。

○石川委員 例示でよろしいと思います。

○小田審議官 1 点だけ確認させていただきたいのですが、先ほど松村委員の御説明の中で、後ほど出てくる低圧託送というのは 46 番のお話ですか。言及された。

○松村委員 はい。

○小田審議官 46 番は既に議論していただいている話ですが、これを読まさせていただきますと、太陽光発電が設置できない集合住宅などということで、要するに戸建ては自分の屋根に置けるのに、集合住宅の構造上、自分のところの屋根に置けない人が、ちょっとほかでやります。それを自分のところに送ってくる託送のお話だと理解しているのですが、もしそれと同じ系であれば、自分のところに置けないのだけでも、自分のところで使いたい。そのための太陽光パネルをどこか近くに置きますという場合の余剰分の買い取りという話の方がわかる。

済みません、しゃしゃり出て大変恐縮ですが、同じ発電の量の話と託送の話という流れで議論されているのかなと思ったのですけれども。

○松村委員 そう書くべきでした。

○小田審議官 ただ、そのときに、別に団地でも自分のところに置けないというのも入っ

てくるのだという。自分のところにまず置けないという条件でというのがあるという理解かなと思いますが、それでよろしゅうございますか。そうでないと、すごい事業者になってしまうような気がして。ありがとうございます。大上委員。

○大上委員 もう一つ、今は家に買い取り制度というひもが付いていると思いますので、極端な話、家を何軒持っていようが、全部パネルを設置して買い取ってもらうことができます。こういう形になると、今後は世帯で1発電事業というか。

○石川委員 発電事業者なのですね。

○大上委員 そういう形に概念が変わることになるということですかね。

○石川委員 だけれども、電気事業法の卸電気事業というのは、そういうことを想定しないでつくっています。あくまでも法律は大規模発電を想定していますから、こういう太陽光とか風力という小さなものを集めて集合的にやることを全く想定していない法体系ですので、そういう意味では、今みたいな広目で制度要求する方が、新しい発電形態を入れる点ではよろしいかなと思います。

○小田審議官 では、37番は先ほどの低圧託送と同じ文脈でということ。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 はい。

続きまして、38番の松村委員の御意見ですが、松村委員から御説明があれば。

○松村委員 私の認識では、これだけが新しく出したというつもりだったのですが、今、自由化された電力の市場で家庭用は基本的に規制されていますが、例えばマンション1棟を供給するという格好で事業者が請け負い、ここから先は全部新規参入者が供給しますというアグリゲーションという手法を使えば、一応参入できるようになっています。実際に参入も何件か起こっています。

そうすると、今まで一般電気事業者が同じ形態で供給していたときと、新規参入者が供給すると、設備を一たん全部休止してメンテナンスしなければいけないという状況。でも、今までは全く同じことを一般電気事業者がやっていたときには、そういうことをしなくてもよかったというのは、いかにも非対称ではないか。ひょっとしたら、これが原因でアグリゲーションの参入が進んでいないということだとすると、競争上も対称な制度にすべきなのではないか。

対称な制度にするときに、わざわざ使いにくい方にそろえる必要はないと思うので、今まで何の問題もなかったような一般電気事業者のやり方を、こちらに入れてもいいのではないかという提案です。ただ、野放図にやれないということで、一定の能力のものを確認するということは必要なのかもしれないですが、一般電気事業者以外は一律に同じ規制を課す必要はないのではないかという認識です。

以上です。

○小田審議官 よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 では、これは独立した提案ということで検討させていただきます。

次の 39 番の澤委員の御提案ですけれども、澤委員御自身は中期検討課題とするとおっしゃっているということですので、もし御異論がなければ、これは澤委員の御提案のように扱いたいのですが。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 では、引き続きまして、40 番の松村委員の御提案、もし補足の御説明があれば。

○松村委員 いっぱい出して申しわけないです。第 1 クールのときの基本的に蒸し返しです。水素自動車、燃料電池車の普及のためには水素スタンドがどうしても必要ですが、既存の天然ガススタンドと併設できないというのが、大きな弊害になっていています。別々に建てることになると、少なくとも人員が 1 人増えるということ、土地の費用など積み上げていくと相当大きなコストになります。

水素スタンドの整備は、燃料電池車の導入に先駆けて行わなければ、そもそも普及しようがないわけですが、スケジュールから考えても、第 1 クールのフォローアップの段階で、これについてももう一度確認していただきたいということを出しました。ただ、これは水素については第 1 クールでさんざんやったことなので、そのフォローアップの段階で取り上げていただければというつもりでした。

○佐藤委員 ちょっと質問なのですけれども、39 と 40 の水素スタンドというのは同じ言葉なのですか。

○石川委員 同じだと思います。

○佐藤委員 そうですね。水素スタンドについての規制緩和をしてほしいと広く言ってもいいのではないですか。

○石川委員 言っていることは同じですね。隣に何があるかというので、高圧ガス保安法という法律なのですけれども、それが文句を付けているという話なので。これは、松村先生のとおり言って、とにかく制度要求を試みるべきです。佐藤先生がおっしゃるように、これは同じのはずです。保安規則というのは、経済産業省令で同じです。

○佐藤委員 そうすると、併設だけの規制緩和でいいのか、それとも保安規制のところでもほかにも併設以外でも何かトラブルになることがあるのか。つまり、併設だけに焦点を当てて水素スタンドの規制緩和を求めるのか。もう少し含みを持たせておいた方が、ちょっと広げられるかなと思います。

○松村委員 私の書き方が確かに悪かったのですが、第 1 クールのところで、水素に関する規制はやみくもに広げろと言っているわけではなくて、国際的なスタンダードに比べて厳し過ぎるような規制に関してはちゃんと説明してくれという形で、かなりいろいろ要求してしまして。したがって、これだけではない。

○佐藤委員 そうですね。ですから、これだけと限定されるように読めない方がいいと思います。

○安念主査 よろしいですか。

○小田審議官 はい。

○安念主査 確かに私もあると思います。高圧ガスですから、他の高圧ガスタンクとの距離だけではなくて、道からの距離であるとか、人間を張り付けろとか、電気の火花が散るのはだめだとか、いろいろあると思いますが、どういたしましょうか。例えば、これに象徴されるような規制という書き方にして、もう少しビジネスがビジネスとして成り立つように全般的に見直すような含みで書いた方がよろしいのかということですよ。

○佐藤委員 そうです。頭出しとして。

○安念主査 どんなものですか。第1クールとの関係も確かにあろうと思いますけれども。

○石川委員 ビジネスニーズがどこにあるかだと思っていて、広目にとっても、規制当局とやったときにどこにニーズがあるのと詰められて倒れるところと倒れないところがあって、倒れないところは、まあ、いいかみたいな話になる。

実ビジネスのあるところは強目に例示で出してみる。ただし、一般的な規制緩和を求めることを排除するのはおかしい話なので、それは含みを持たせて書くということによろしいかと思います。今のは、CNGとのコラボレーションということであるわけですよ。

○安念主査 勿論そうです。改質して水素にするわけですからね。

○小田審議官 第1クールの継続性とか、少し時間をいただいて整理してということによろしくございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 それでは、少し飛びまして9ページでございます。52番の松村委員の御提案でございますが。

○松村委員 済みません、52、53共通でして、先ほどの農業で出てきたので前に言ったことで、本質的には全く同じものです。既に議論に出ているものでいっぱい挙がっていますので、そこのところに加えるなり、もし独立しているなら独立してということで、どういう形を出していただいてもいいのですが。どうせやるなら、パイプラインの細かいコストを上げているようなものは一遍に言った方がいいのではないかとこのつもりで、あり得るものを出しました。

○小田審議官 ちょっと確認なのですが、52の方は要件を緩和するという方向のお話ですか。ガスパイプライン等を河川とか道路に通すときの占用許可の要件の柔軟化ということですね。

○松村委員 はい。

○小田審議官 53の方は、規制はないのだけれども、むしろ優先順位を付けろという話。

○松村委員 道路と同じだということをはっきりさせてくれという話。

○小田審議官 53の方は、あいまいだということですか。そうすると、53の方は、道路等と同じように、公益的事業施設に優先的に許可するといった同じような整理にすることですか。

○松村委員 はい。

○小田審議官 逆に言うと、早い者勝ちではないということですか。

○松村委員 勿論、それは道路にも特別。

○小田審議官 この2つ、いかがでございますか。52、53ですけれども、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 はい。

では、最後の54番、大室委員からの御提案ですが、大室委員は御出席ではございませんので、松村委員からお願いします。

○松村委員 見える化というので、省エネだとか省CO<sub>2</sub>が大きく進むのだという議論があります。こういうことについて積極的に支援していくべきであるという御意見だと思います。ただ、どういう形で見える化するか。今、電気をこれぐらい使っていますというのが出てきて、自分で節電すると下がっているのが見える。それによって節電の行為が促されるというのが一番わかりやすいと思いますが、そのほかにもいろいろなものがあると思います。こういうものについて積極的に支援していくべきではないかという意図なのではないかと推察しております。

○佐藤委員 意見ですが。

○小田審議官 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 大室委員が今日いらっしゃらないのですが、「評価する仕組みも有効である」という語尾になっていて、これはそういう仕組みをつくってほしいという新しい制度の要望なのかということがよくわからないのです。しかも、それが国として制度をつくってほしいというのか、事業者がつくるべきなのかというのもちょっとよくわからないので、だれにどういうふうに要望するのかがわかりにくいという気がするのですが。

○小田審議官 この部分はもう少し時間をかけるということですか。

○安念主査 おっしゃるとおりだと思います。

○松村委員 恐らく念頭に置かれているのは住宅のことだと思うので、国交省ないし経産省なのではないかと推察しておりますが、いずれにせよ、確かにここでは具体的にどうしてほしいということは必ずしも明らかでない。

○佐藤委員 最近、CO<sub>2</sub>表示が出るクーラーがありますね。それは、企業が独自努力でやっていることなので、改革として要求するようなことではないようですね。

○船矢参事官 大室委員がいらっしゃらないので、たまたま今日午前中に別の分野での勉強会がありまして、そのときに全く別件で大室委員とお話をした際におっしゃっていたことから推測するにということですがけれども、今回、初めて分科会の委員になられたということで、必ずしも規制・制度改革分科会になじむ提案を自分はしているかどうかということとはよくわからないけれども、自分が日ごろ問題意識として思っているようなことを、グリーン分野にせよ、あるいはアジア経済戦略とか人材とか、いろいろな分野で提案をし

ています。

したがって、規制・制度改革という器になじまないのであれば、それはここで是非やってくれということにこだわるものではないけれども、政府としてどこかしかるべきところが自分の問題意識を酌み取ってやってほしいという御発言がございましたので、これもまさにそういう観点でしかるべきところにお伝えするという扱いでもよろしいと思います。

○小田審議官 それでは、再確認だけ順番にさせていただきますが、6ページの33番からですが、新浪委員の御提案は、33、34をあわせて扱います。

35番の松村委員の御提案は、一般論ということではなくて特例的にと。ただ、どこに重点を置くかについては整理する必要があるということですが、それで扱いますということでございます。

それから、37番の松村委員の御提案は、46番の同じ文脈で、かつマンションと限定しない流れで提案していく。

38番は、このまま扱います。

39の澤委員の御提案は、御自身のあれで中期検討項目になっております。

40番の松村委員の御提案は、第1クールの流れの整理をする必要があるということでございます。

それから、9ページの52番、53番の松村委員の御提案は、検討対象としていい。

54番の大室委員の御提案は、先ほど船矢からも話をさせていただきましたが、どこまで受けとめられるかということで、安念主査預かりにさせていただくということでございます。ありがとうございました。

それでは、引き続きでございますが、3R分野について佐藤委員からお願いします。55番以降でございます。

○佐藤委員 3Rについて御説明します。当初はリサイクルの推進と言っていたのですが、杉山委員から御提案があって、3Rの方がいいのではないかとということで、3Rにしました。このペーパーでは、まだリサイクルの推進になっているのですが、これは3Rの方が適切だと思います。それで、いろいろな提案が出ておまして、委員提案は一部検討しましたが、すべてについて検討されている状況ではありません。かなり活発な意見交換が行われました。

一番大きなところが一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しということでございます。これは非常にジャンルが広くて、以前から言われていたことで、私の提案となっておりますが、さまざまな方が提案されているのが実態であります。ここでは簡単に書いてあります。

今日配られた資料で、自治体からの要望で、高知県から、流木については、一般廃棄物とするか産業廃棄物とするかを選択性にする、事業者が選べる制度にしてほしいという要望が来ています。私は、事業系一般廃棄物については、事業者が産業廃棄物か一般廃棄物かを選択できるという制度はとてもよいと思っています。一般廃棄物の区分の問題について

て、どういふふうに見直すかということについては、まだきちんとしたコンセンサスがありませんが、とにかく現在の制度に問題があるというのが委員の共通した意見でございます。

それから、委員提案は後でもう少し検討するというごさいますので、一般廃棄物の処理料金の透明化ということはフォローアップの中で対応するというごさい、今回は対象外とするとなっております。

それから、建築基準法の見直しは前からこの委員会でも取り上げられていることですが、51条の位置指定があるということで、廃棄物処理施設の設置が進まないという問題があります。

それから、食品リサイクルも現状としてあまり進んでいません。この原因は、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の問題と、それから運搬の効率の問題などがあるのですが、これは特別に取り上げて記載されています。

それから、バイオマスの利用促進についても、委員会の中ではバイオマスは自然エネルギーの買取制度で価格が付いて、原料が有料化することで一定の解決があるのではないかという意見が委員から出ております。

それから、浄化槽の法定検査の見直しというのは以前から出ているごさいまして、これも今回挙がっています。

あとは委員提案ですので、皆さんから個別に意見をいただいた方がいいかなと思います。

全体として、非常に大きな問題と小さい問題が含まれておりますので、よろしく願いいたします。

○小田審議官 佐藤委員、どうもありがとうございました。

この3Rのところは、事前検討会の段階で委員の御提案がありましたので、一度御議論いただいておりますが、55番から80番までかなり数も多くて、継続して更に検討しましょう。事前検討会といいますか、サブグループで更に継続して検討しましょうということに今、なっております。ですから、今日、ほかのサブグループに御参加でない委員の方の御意見もいただいて、それも加えて、次、日程的には16日に事前検討会を予定しておりますので、そこでの御議論につなげていくということで、今日の段階でこれを丸とか、これはということではない御意見をいただければと思います。

1件1件やっていくと、かなり時間も大変ですので、どういたしましょうか、どこかうまく区切れるようなところはありますでしょうか。余りなさそうですね。

○佐藤委員 3Rの点は、法改正が必要な部分と、法改正ではなくて、通知等の運用で法律よりも若干強めに運用されており、その運用が固定化しているために、事業者が自治体に相談に行くとかだめと言われると。条文上は余りはっきりしないというケースが非常に多いわけですね。そうしますと、こちらの進め方として、法改正の提案をする部分と、それから実務的に運用に問題があるところについて、是正のお願いをするのか。提案のレベルが違うものがあると思っております。

○小田審議官 今、佐藤委員から2つのグループに分けていただきましたけれども、扱いが違うという話は、ここだけではなくて、ほかの分野でもあり得る話で、大体それはちゃんと統一してくれとか、ガイドラインを出してくれとか、技術的助言をしてくれということで処理していただけるかなと思いますので、もう少し大きな話に今日は御意見を出していただく。何番がそれに当たりそうか、事務方からでもいいのですが。では、佐藤先生。

○佐藤委員 大きいところは、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し、これが日経新聞にも大きく報道されています。

○小田審議官 番号は。

○佐藤委員 55番です。事業系一般廃棄物の課題については、まず自治体が受け入れを拒否しているようなものがあります。これは実質的に自治体へ搬入することが不合理なものまで、一般廃棄物になっているものがあるわけですね。

例えば、流木は一般廃棄物なのですが、サイズが大きいため、市町村が持つ破砕機や焼却炉では受入が困難です。産廃として委託すると違法で、一廃として委託しようとしても受け入れを拒否されるということで、受け入れ場所がなくて適正処理ができないという状況になっているわけですね。このようにやむを得ず産廃として処理せざるをえない場合、一廃を産廃にすることが合理的です。しかし、市町村によって所有している施設の大きさや能力に差があるので、全国一律の基準を設定することは困難です。そこで、排出事業者が自治体に協議するなどして、産廃として処理することを選択できるという制度がよいと私は思っています。

59番は一廃廃棄物処理業の許可の期間ですから、全国的に影響が大きい話ですね。

60番は特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の業の許可に関するものですが、これは比較的容易だと思います。

それで、企業に大きな影響があるのは、自ら処理の拡大に関連する61番、62番あたりです。実際には3Rを推進する効果が高いのに、自治体に相談するとだめと言われる、あるいは業の許可を求められるという、今、混乱が非常に大きいところです。

それから、建築基準法も大きいところですね。

○安念主査 これは大きいです。

○佐藤委員 あと、65番も収集運搬の再委託の話が入っていますので、これもかなり大きいです。

64番も企業にとっては非常に大きいですね。64番も物流の効率化・合理化というもので、効果が大きいですね。64と65は両方とも静脈物流の課題という意味で似ています。

それから、処理委託契約書に関する68、マニフェスト報告制度に関する69も実務的には、企業としても非常に大きな経費がかかっています。自治体としても、内心は過剰な規制だと思っているのではないかと思います。

あと、産業廃棄物処理業の変更届に関する71も大きいですね。特に政令指定使用人、株主の変更届は上場企業には全く合わない制度で、非常に苦勞しているところだと思います。

す。

あと、72 は下水道法と水道法の水処理と脱水施設関係ですので、全国的に影響があります。

あと、広域処理に関する 73 番は産業界から非常に要望が強くて、県外廃棄物の流入規制が行われているとか、最終処分場がない県があるということで、適正処理を推進を阻害しており、大きな国の課題であります。

あと、75 番もとても大きいですね。これは廃棄物の定義の問題なのですが、売れるのに廃棄物だと言われる、あるいは売れるのに輸出できないということで、非常に費用をかけてリサイクルして、しかも市場があるのに利用が阻害されているというところなんです。

それから、76、77 は PCB がかぶっているのですが、PCB の入り口規制と先進国の基準との乖離で、これは重複しておりますが、これも大変重要な問題だと思っております。

次のページをめくっていただいて、78 は統計の話で、そんなに実務的には影響は大きくないのですが、廃棄物政策の基礎となる資料となる統計が合理的ではないという問題です。79 の土壤汚染対策法の問題は 3 R と少し毛色が違うのですが、ここで取り上げたほうがよいということです。今年の土壤汚染対策法の改正法の施行通知で、自然的原因も土壤汚染対策法における土壤汚染には該当するとされた、日本全国の普通の土が汚染土壤になってしまったのです。自然的原因というのは、普通の地層そのものが全部広範囲に該当する可能性があります。ですから、たとえばある平野のほとんどは土壤汚染地となる。普通の土を全部汚染土壤にするという、ちょっと想像を絶すると思います。しかも、このような法の適用範囲の拡大を施行通知でやっていることに問題があると思います。

以上です。

○大上委員 66 も、テーマとしては話題性がある。

○佐藤委員 バイオマスですか。

○大上委員 ええ。

○佐藤委員 これは私もそうだと思うのです。バイオマスの問題は、一廃と産廃の問題と運搬効率の問題と、全部入っているのです。

○安念主査 かつ廃棄物の定義そのものから始まるのですね。だから、これは本当におっしゃるとおりですが、それを言っていくとほとんど全部大問題になってしまう。

○佐藤委員 この部分は問題が非常に山積みでありまして、ここにはない問題もたくさんあるのですけれども。

○小田審議官 福島委員、何か御意見ございますか。

○福島委員 ここに書いてあるとおりですが、少し的を絞らないといけないのかなという気がしています。

○小田審議官 伊東委員、いかがですか。

○伊東委員 今、御説明していただいたのですが、前にも出ましたけれども、国際

的な基準と日本の基準が全然違うのが低濃度のPCBでして、これは何でこうなったのかというのを私たちもいろいろ推論したのですけれども、日本のこの基準というのは検出限界から来ているのです。それはほかの国と全く違うので、世界のほかの国と合わせないという感じがします。

○大上委員 今のテーマで行くと、PCB以外にも、例えば四価クロムとか、多分過去の産業廃棄物規制で問題になったときに、全部一くくりに定義したような安全基準の中で拾っていくと、産業界で拾っていくと相当な数あるのではないかと思います。これだけたくさん項目があって、重要な項目が非常に多いなと思います。

例えば、業界へのヒアリングとか、少し組み立てを考えて、今回、どこまでできるかという項目を選んで目標を定めることもそうでしょうけれども、もう一つは、長期的にこの分野に取り組むために、少しヒアリングとか体系的な情報収集とか、何かそういうことをやるような作戦を考えてはいかがですか。そうしないと、ちょっと論点を絞って取組んだとしても、後に余りに膨大な廃棄物が残されてしまう。

○小田審議官 福島委員。

○福島委員 経団連で産業界の廃棄物関係について委員会や分科会があるのですけれども、経団連からいろいろな方面で要望書が9月に出ているのです。あの中の3Rに関するところだけをざっと拾って、こことダブって、かなり同じようなことが書いてあるのですけれども、それでヒアリングにかえるといいますか。わからなかったら経団連の委員会に問い合わせるとか聞きに行くとかで、時間をかけずに一応網羅しているかどうかはわかるのではないかと思います。だから、その作業は経団連へ戻ってやってみる手はあると思います。

以上です。

○小田審議官 済みません、園田政務官、45分ぐらいまででございますか。もうそろそろあれですが、何か御発言をいただけますでしょうか。

○園田政務官 申しわけございません。遅れて来まして、なおかつ先に国会の関係で戻らなければなりませんので、大変失礼いたしました。

今、経団連からの要望といいますが、規制改革のお話、先般、蓮舫大臣のところにも直接来ていただきまして受け取らせていただきました。今、私どももそのチェックをさせていただいているところでございます。そういったところでは、この場で3Rに限らず、今日のグリーンイノベーションの部分に関しては御紹介できるのではないかと考えております。それはよろしいですね。1回チェックさせていただければと思います。

それから、ヒアリングというのがいいのかどうかですけれども、おっしゃるとおり、専門家の方々からの知見というのは、この場でも皆さん方にさせていただいているわけですけれども、何かまた更に深掘りをするという話でしたら、何か工夫は少し考えて、また安念主査とも御相談させていただきながら考えたいと思っております。ありがとうございます。

今日は、皆さん方に個別的な検討会の中で大変活発に御議論いただいていることに心から感謝申し上げたいと存じます。そういった点では、今日、私も初めてのことばかりでし

たので、エネルギー分野の関係、あるいは農地の部分も含めて、まだまだ規制が多くかかっているのかなというところがございます。そういった点では、このワーキンググループでの議論というものは、まさしく前回でも私も申し上げましたけれども、第1クールからのフォローアップという点では、更にしっかりと皆さん方と意を同じくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

それから、情報提供ということではありませんけれども、これは私ども、政府・与党一体として取組んでいきたいと申し上げてまいりましたけれども、民主党の側でも成長戦略・経済対策プロジェクトチームというものが今般立ち上がりまして、その中に総合特区・規制改革小委員会というものが設置されました。ここの小委員会の委員長は、第1クールで皆さん方に御指導いただいております大塚副大臣が党の方に戻りまして、党の方でもきちっとフォローアップしていただけるものと思っております。

したがって、各方面でもそういう動きが出てきておりますので、ここのワーキンググループと、先ほど経団連の方からもお話をいただいておりますけれども、そういった党の動きもあわせて、恐らくそちらの方でもいろいろなヒアリング等々をやりながら、こちらの動きをしっかりと更に深掘りをしていただけるのではないかと、あるいはいろいろな知見を集めていただけるのではないかと考えておるところでございます。

私もそういった各方面の皆さん方と連携させていただきながら、働きかけを強めてまいりたいと考えておりますので、是非引き続き皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げて、遅れて来て、また先に退出しなければいけないのですけれども、今日のお礼にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○大上委員 1点だけよろしいですか。

○小田審議官 大上委員、どうぞ。

○大上委員 私が言ったヒアリングというのは、済みません、誤解を与えてしまったと思う。第1クールでJAグループの方々に農業の問題を、順序立てて、ぱっと質問したのではないですか。逆に今回は、規制の側の方々と我々との間で、一度これだけの項目を質問に組み立ててディスカッションしたらどうかという意図で、業者とかいうことではなくて。

○福島委員 勘違いしました。わかりました。

○大上委員 規制側と一通り並べて対話してみたらどうかという意味で申し上げたので。

○小田審議官 規制側とおっしゃるのは。

○大上委員 ほとんど環境省になるのかな。

○福島委員 投げてアンサーをもらうとか、そういうやり方でやれるのではないですか。

○大上委員 通常そうだと思いますけれども、これだけたくさんいろいろな項目があるのであれば、一度そういう大きな、意見交換でもいいのですが、全般に彼らの見解を聞いていくようなことをやった上で、何かそこから次のステップに進むというやり方もあるのかなと。

○小田審議官 今、事務的には、ほかのワーキングも同じですけれども、ある程度絞って

いただいて、それで所管省にその規制改革について、紙ベースですけれども、見解を尋ねる。それに対する見解をもらったら、それも踏まえて、またこのワーキンググループ等で検討を進めていただくという段取りを考えておりました、それが 11 月の次の 3 R の御検討も終わった後、それをこのワーキンググループではさせていただこうと思っています。だから、そこはそれでやらせていただいて、また必要に応じてヒアリングをするということも、ちょっと考えさせていただくということでもよろしゅうございますか。

要望者側からのヒアリングというのは、例えば福島委員がおっしゃったように、経団連の方から聞かせていただくとか、そういうことでもよろしゅうございますか。松村先生。  
○松村委員 これ、すごくたくさん挙がっているのですが、絞り込む必要はあるのですか。つまり、今まで基本的にこの分野が非常に手薄だったというか、第 1 クールとかで余りインテンシブに議論されてきていなかったの、問題が一遍に出てきて、すごくたくさん項目が出てきたけれども、それぞれすべて意味があるというか、重要なことです。勿論、重複しているとか、優先順位が明らかに低いものを落としていただくのはいいと思いますが、基本的にほかのところよりもたくさん投げることになっても問題ないと思います。

それから、網羅されていないものについては、例えば PCB でこれで突破できたとすると、ほかにもこういう例があると、次々とニーズとして出てくるようになるのではないかと。だから、1 つのこのように見えますが、これを 1 つ突破するという事は非常に大きなことなので、個別に投げてみるというのがいいのではないかと思います。それでもやはり絞らないとまずいでしょうか。

○小田審議官 別に数でということではなくて、詰まりぐあいとか、今、松村委員がおっしゃったように重複があるとか、ややアプローチが違うとかいった部分は整理していただいた方がいいかなと思っています。

あと、これは私の勝手なあれですけれども、ある程度類似というか、まとまりがあるものはまとめてぶつけた方がわかりやすいかなという気がしてまして、扱うものは別にしても、例えば廃棄物の回収に当たって、戻り物流とか動脈物流を使うとか、あるいは広域回収をするとか、その回収の部分に焦点を当てて扱うとか、いろいろなアプローチがあると思います。そういった整理とかをしていただいてもいいのかなという気はしています。

○佐藤委員 そういう意味では、食品リサイクルのところは、物流の問題と一廃、産廃のものに分けられるので、その中の一つとして入れることは可能ではないかと思います。ただ、委員提案に、もともとあった提案と、食品リサイクル法の見直しの中に全部の物流の話を入れてしまうのは、ちょっと難しいと思いますね。

○小田審議官 別に、さっき私がふと言っただけの話なので、そんなに深刻に受けとめていただくことではなくて、要は整理をしていただくときに、こんな仕方もあるのではないかと、雑然と並べるよりは、ある程度まとめて、これが一固まりだとぼんと投げた方が迫力が出るかなと。何に問題意識を持ってやっているのだということが見えるのかなというだけのことであります。

それで、案件も非常に多いのと、それから先ほど申しあげましたように、事前検討会を一度やっていたいただきましたけれども、そのときはこれだけの数を限られた時間で御議論いただきまして、まだもう少し整理していただいた方がいいかなと思っておりますので、その検討会が、先ほど申しあげましたように 16 日午前中に予定しております。そこでお願いしたいと思います。

先ほど申しあげましたように、所管省に意見照会するのが、そののしばらく後。もうワーキンググループを開けないと思っておりますので、扱いについては安念主査、園田主査と御相談するという格好でよろしいですか。

○安念主査 その点、ちょっとお許しをいただこうと思っていたのですが、何ととっても時間の縛りが非常に大きいものでございますから、論理的に統合できるものは統合するというのは当然のことでございますが、そういう整理とか、今日いただいた宿題については、事務局や関係の先生方ともよく御相談申しあげて、できるだけすっきりとした紙にする。ただ、細分化した項目は結局多いと思えます。第一巡目は、どうせ全部だめだよと言ってくるに決まっているのですから、そこから先の対応はまたそのとき考えるということに結局ならざるを得ない。

そのように資料を整理して、幾ら何でも超御多忙の政務官に、いきなりこの紙で、はい、朱を入れてくださいというわけにはいかないから、一通りきれいにした紙で政務官のところに伺って、最終的には政務官の御聖断を仰いで、我々のここでの見解となる、ファイナルなバージョンとするという手続になろうと存じますので、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○安念主査 では、事務方にもいろいろ御負担だろうと思っておりますが、御負担ですって。

○小田審議官 いえ、仕事ですので。ありがとうございます。では、そのように取り進めさせていただきたいと思えます。

それでは最後。佐藤委員。

○佐藤委員 済みません。この資料 1 は、ホームページではいつ公開されるのでしょうか。

○事務局 本日を予定しております。

○小川委員 ただ、3Rのところは 16 日にもう一回検討部会をやられるとあって、そこで多少は整理が入る可能性があるのではないかという気もするのですけれども、その整理したものを出すという話ではなくて、もうこれで公開という話ですか。

○佐藤委員 今日の審議としてですね。

○小川委員 そういうことですね。わかりました。

○小田審議官 これはあくまでも、こういうものが提案がありましたというリストですの。

○小川委員 はい。そういう意味では、16 日にもう一回やれるという話ですから、そこでよく整理をして、それで残ったものは全部ぶつけることを考えるという話で私はいいの。

はないかと思えます。

○小田審議官 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきますので。はい。

○事務局 済みません、1点だけ細かいところで申しわけないのですが、先ほどのスマートコミュニティ、資料1の52番と53番ですが、個別に扱うということで整理させていただいておりました。

実は、資料2の裏面になるのですがけれども、松村委員よりご提案のあった河川と農業用道路、港湾道路、高速道路に関しましては、52番のガスパイプラインで一括して我々事務局の方でヒアリングしておりまして、公共用地のところだけ抜けていたものですから、別途53番で出させていただきます。ただ、内容的にはガスパイプラインを引くに当たっての占用許可要件のところですので、52と53はあわせて各省の方に投げさせていただきますと思っております。よろしいでしょうか。

○小田審議官 よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 それでは、議題3の選定の視点に移らせていただきます。お手元の資料3「規制・制度改革項目を選定するにあたっての基本的視点」でございます。参事官の船矢から御説明させていただきます。

○船矢参事官 参事官の船矢でございます。資料3でございますけれども、この1枚の紙の資料をここに提示した趣旨は何かと申しますと、分科会あるいはほかのワーキンググループで、個別の検討項目の選定というか、内容についての妥当性の検討をやっていただく前に、そもそも論として基本的な視点あるいはより大きな制度論に踏み込んだ議論が必要で、その上でそれを前提として各論の議論があるべきではないかという御提案をいただきました。

それを受けて、分科会あるいはほかのワーキンググループ、例えばライフイノベーションワーキンググループにおいては、医療や介護の個々の規制、見直し項目の検討の前に、そもそも医療制度そのもののあり方というのは、割と大きな議論をしてきておりますし、我々分科会の最後、そういう視点も入れたような形でのとりまとめになっていくのではないかと考えております。

グリーンイノベーションに関しましては、第1回の際にワーキングの視点ということで御提示させていただいたのが、再生可能エネルギーとかスマートコミュニティとか、リサイクル改め3R、ということを一度議論いただいたのですがけれども、これそのものは政策の目的というか、非常に大きな目的としていえば、脱炭素社会の構築とか化石燃料エネルギー代替、省エネルギーとか資源の有効利用とか、省資源とかより大きな目的があるでしょうけれども、それから大きな3つのカテゴリーに分けましたというところまで議論したわけです。

これはグリーンに限らずだと思えますが、そういう中で、何ゆえ個々の検討項目が選定されたのかという基本的な視点というものを確認した方がいいかと思ひまして、これは3

Rのところでは佐藤委員からあったプロポーザルをヒントにして、こちらでほかの2つの分野にも共通するような形で御提示いたしました。

今日は時間もありませんので、この場でこれを議論するとか御意見いただくということではなくて、次回また御意見いただきたいと思っておりますが、この個々の項目を選定するに当たっての基本的視点として3つあるのではないかと考えております。

1点目は、時代の変化の流れに即応していないために、時代遅れになったようなルールの見直しとか、あるいは新しい事態、技術革新とか新たな政策課題の出現という、今までルールがそもそも想定していなかったもので、それについて新たなルールづくりをするとか、あるいはあいまいなところは明確化するということが必要ではないかという視点で選ばれているものがいろいろあるでしょうと。

例えば冒頭の公益性の議論というのは、風力等の再生可能エネルギーは技術革新によって出現してきたし、また脱炭素社会という新たな政策課題が出現したわけでありまして、そういうものを今の法体系が想定していないので、それをどう埋めていくかということだろうと思います。

2点目が、これは前回のワーキングでも出てきた御意見だと思いますけれども、産業競争力強化などの観点から見て、国際基準と整合していないような、あるいは新たな事業者の参入などを妨げているような規制・制度はないかという観点からのものであります。これも今日の議論の中でたまたま思い付いた例でいいますと、36番、国際基準と整合性がとれていないとか、40番も同じような話だと思いますし、先ほどの76番のPCBのような話もそういうカテゴリーに入ってくるかと思えます。

勿論、個々の項目がどれか1つのみにはまるわけではなくて、2つにはまるということはあるので、必ずしも排他的なものではございません。

3点目は、より実務的にいろいろな必要な書類とか手続が余りにも煩瑣であって、例えば法律上の規定と実態の運用が違うとか、余りにもルールが現実離れしている。本当に重視しようとする、とんでもない過大な負担になってしまうとか、あるいは行政自身もむだや非効率を生んでいる規制があるのではないかということで、この例も幾つかあるかと思えます。

そういう主としてこの3つの視点で、これらのものを選定したという流れで位置付けたらどうかという御提案でございます。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。また引き続き、ワーキンググループで御議論いただければと思います。

それでは、時間も参りましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。

安念主査、最後、何かまだございますか。

○安念主査 いいえ、とんでもない。存分に語らせていただきました。

○小田審議官 岡分科会長代理、最後に一言お願い申し上げます。

○岡会長代理 まず、所用により遅れて参りまして失礼しました。このたび、草刈さんの後を継いで分科会長代理という役割をいただきましたので、是非皆さんと一緒になって、少しでも多くの成果を上げるべく努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、やや事務的な連絡になりますが、これまで申し上げましたように、検討すべき項目の整理をしていただきました後、所管省に意見照会を行う予定でございます。その回答を踏まえて、引き続き個別検討会、ワーキンググループでの検討・審議を重ねていただきたいと思っております。

それから、次回ワーキンググループの日程は、また追って御連絡差し上げたいと思いますが、3Rの事前検討会は16日10時からということでございます。

それから、1点、最後になりましたが、先ほどから佐藤委員が今日配られた資料とおっしゃっていたのが、総合特区の提案について、ワーキンググループに関するものを一覧にしたものを参考資料としてお付けしておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

以上